

■ 信用保証協会のミッション

信用保証協会法に基づいて設立された法人として、府内中小企業者に対し「信用保証」を行うことにより、中小企業金融の円滑化という社会的使命を継続的に果たしていくことを通じ、中小企業者の健全な発展と大阪産業の活性化に資する。

平成26年5月に旧大阪市信用保証協会との合併により、地域で唯一の保証協会となったことを踏まえ、経営資源の有効活用、経営基盤の強化を図り、中小企業者の経営の安定・成長を行う。

■ 現状

府内経済は新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況。収束の見通しが立たない中、中小企業者を取り巻く環境は依然不透明。

令和2年府内企業倒産件数は対前年比**96.2%**と減少しているが、新型コロナウイルス関連融資などの支援政策により企業経営を下支えたものと考えられる。

金融機関の貸出残高は、企業向けの新型コロナ関連融資を主因に大幅に増加した。

(単位：百万円)

	H30	R1	R2
保証承諾額	815,656	909,098	3,238,712
保証債務残高	2,212,649	2,207,426	4,061,145
代位弁済額	36,696	36,563	25,010
回収額	13,535	12,340	10,539

■ 課題認識

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響で業績悪化した中小企業者に対し、ウィズコロナやポストコロナに向け、中小企業者のライフステージに応じた資金調達支援による持続的発展の促進。
- ・ 金融機関等関係機関との連携を強化し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者に対し、オンラインツール等を活用した経営改善支援や経営課題を抱える中小企業者へのきめ細やかなサポートの実施。
- ・ 新型コロナウイルス関連融資の急増により今後、代位弁済による求償権増加が懸念されることから、保証先の実情を早期に見極めた効果的な回収と効率的な求償権管理。

地域に密着して府内中小企業者をきめ細やかにサポートできるよう、6の目標事項を掲げ、役職員一丸となって取り組んでいく。

■ 6の目標事項と具体的取り組み

【1】 適正保証の推進と安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り支援

- 金融機関との連携強化、リスク分担に努め、適正保証の取組みに関する認識を共有する。
- 金融機関との提携保証を中心に責任共有制度を推進し、ウィズコロナ・ポストコロナにおいて、迅速な資金調達を支援。
- 中小企業のライフステージにおいて必要とする資金需要等へのきめ細やかな対応。中小企業への安定的な資金供給。
- 反社会的勢力の排除、不正利用防止について適切かつ組織的に対応。
- 顧客の利便性向上の観点から、保証申込書類の簡素化、押印省略の推進。

【2】 経営支援・経営改善支援・再生支援等の推進と地方創生への貢献

- 持続可能な社会の実現のため、SDGsを意図した取り組みを推進。
- 新型コロナウイルス感染症に係る保証の急増に伴い、金融機関等と連携し、経営支援、経営改善支援、再生支援等に柔軟かつ積極的に対応。
- 創業予定者、創業して間もない中小企業者に対する相談体制を拡充し、関係機関との連携を強化して、各種イベントを通じて創業支援を推進。

○ 事業承継について、各種イベント開催や企業訪問等を通じ、他の関係機関と連携を図りながら、事業承継に係る保証制度を推進。

○ 関係機関と共同で出資したファンドを通じた資金提供。

○ 支援機関との連携強化、抜本的再生手法等の適正実施による再生支援の強化。

【3】 求償権管理の強化・効率化

○ 期中管理部門との連携強化により、早期に債務者等の状況に応じた効果的な回収に着手。

○ 無担保求償権については、保証協会サービサーへの委託を推進し、債務者の資産・収入状況等に応じてきめ細やかに対応し、督促管理を強化。

○ 有担保求償権については、債務者等の状況を考慮し、担保処分を促進。

○ 回収見込みのない求償権は、管理事務停止及び求償権整理を促進するなど、求償権のスリム化を図る。

【4】 経営基盤等の強化・充実

- 人材の確保・育成
- 執務環境の改善と柔軟な働き方への対応
- 効率的かつ機能的な組織体制の構築
- 安全かつ効率的な資金運用
- 危機管理
- コンプライアンス態勢の維持・向上

【5】 顧客サービスの向上、広報の強化・充実

○ 顧客満足度向上のため、顧客アンケート調査等を実施し、顧客ニーズを踏まえた業務改善に取り組む。

○ 苦情が発生した場合は、関係部署と連携をとりながら速やかに原因分析・再発防止の周知を行い、フォローアップを実施する。

○ 協会の認知度と信用保証制度への理解度向上のため、ウェブサイトやLINE等で積極的な広報活動を推進する。

【6】 コンピュータシステムの安定運用、機能強化と保証業務の電子化

○ コンピュータシステムの安全かつ安定的運用を確保し、テレワークや非対面の業務運営に向けた業務運営環境の整備、債権書類の電子管理等、業務の効率化、ペーパーレス化を図る。

○ 中小企業者、金融機関の利便性向上の観点から、全国信用保証協会連合会が取りまとめている保証業務の電子化の早期実現に向けて注力する。

■ 事業計画

(単位：百万円、%)

	R2年度		R3年度			R4年度		R5年度	
	計画	実績	金額	対前年度 実績比	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾額	800,000	3,238,712	1,000,000	30.9%	125.0%	800,000	80.0%	900,000	112.5%
保証債務残高	2,050,000	4,061,145	3,680,000	90.6%	179.5%	3,250,000	88.3%	3,000,000	92.3%
代位弁済額	40,000	25,010	60,000	240.0%	150.0%	75,000	125.0%	80,000	106.7%
実際回収額	10,300	10,539	9,500	90.1%	92.2%	11,800	124.2%	13,600	115.3%

※ 信用保証協会法第35条第1項に基づく国への報告事項

● 保証承諾額

過去の保証承諾実績及び資金需要の動向を踏まえ、算出。(令和3年度 1兆円、4年度 8,000億円、5年度 9,000億円)

保証付融資は新型コロナウイルス感染症による急激な景況悪化により令和2年度は3兆円を超える保証承諾を行ったものの、中小企業への資金供給が一巡したことから、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症が拡大する以前の平常時の保証承諾額である年8,000億円をベースに、令和3年度は新型コロナウイルス感染症が収束・沈静化するまでの資金需要の高止まりを加味し、また、令和5年度は大阪・関西万博に向けた資金需要を加味した額を見込んでいる。

● 保証債務残高

保証承諾、代位弁済(元本)、償還額より算出。

新型コロナウイルス感染症による景況悪化により保証承諾額が急増し、令和2年度末時点の保証債務残高は4兆円を超えたが、令和3年度以降は償還額が保証承諾額を上回る見通しであり、代位弁済額も増加する懸念があることから、保証債務残高は減少していくものと見込んでいる。

● 代位弁済額

保証承諾からの経過年度別代位弁済率をもとに算出。

R2年度の新型コロナ関連融資等の資金供給により倒産件数は減少に転じたが、今後の景気動向によっては息切れ倒産が増加する懸念があり、徐々に増加してゆくものと見込んでいる。

● 実際回収額

代位弁済からの経過年度別回収率をもとに算出。